

被災家屋の代替家屋に対する固定資産税等特例申告書

令和 年 月 日

(あて先) 能美市長

(申告者) 住所又は所在地 〒

氏名 (法人にあつては  
名称及び代表者名)

電話 - -

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和6年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は損壊した家屋を改築したので、地方税法352条の3及び第702条の4の2に基づく減額の適用について、次のとおり申告します。

1. 代替家屋について

納税義務者 (所有者)	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	被災資産の所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 合併法人又は分割承継法人 <input type="checkbox"/> 3親等内の親族 (被災資産所有者と <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同居予定)		
代 替 家 屋	所在地	能美市		
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
	種類(用途)		構造	
	取得年月日	令和 年 月 日	共有持分	
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

2. 被災家屋について

被 災 家 屋	所 有 者	住所又は所在地			
		氏名又は名称			
	所在地				
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>	
	種類(用途)		構造		
	処分年月日	令和 年 月 日	共有持分		
被災家屋の現況	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 令和 年 月 日処分				

- 1 「被災家屋」とは、能登半島地震により滅失又は損壊した家屋
  - 2 「代替家屋」とは、「被災家屋」代わるものとして取得した家屋
- ※特例の適用要件及び必要な書類については、裏面に記載してあります。

## 1. 対象者

- (1) 令和6年能登半島地震による被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持ち分を有する者を含む）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた場合はその相続人
- (3) (1)と代替家屋に同居する三親等以内の親族
- (4) (1)が法人の場合における合併法人又は分割承継法人
  - ※ 被災家屋の所有者とは、令和6年1月1日現在の所有者をいいます。
  - ※ 被災時点で家屋を所有しておらず被災後に新たに取得した場合は対象になりません。

## 2. 被災家屋の要件

以下の(1)及び(2)を満たすもの

- (1) 令和6年能登半島地震により滅失または損壊した家屋で、市町村の調査で被害の程度が「半壊以上」の家屋
- (2) 解体または売却などの処分が行われた家屋

## 3. 代替家屋の要件

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得した家屋で、以下の(1)及び(2)を満たすもの

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋（新築建売や中古取得を含む）
- (2) 被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一である家屋

## 4. 特例の内容

代替家屋にかかる固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4か年度分を2分の1に減額します。

※共有名義の場合は、持ち分に応じて面積按分により算定します。

## <添付書類>（いずれも写し可）

1. 被災家屋が能登半島地震により滅失または損壊したことを証する書類
  - ・り災（被災）証明書等 ※ 被災家屋が能美市に所在した場合は、提出は不要
2. 被災家屋が所在したことを証する書類 ※被災家屋が能美市内の場合は不要
  - ・被災家屋が所在した市町村が発行する令和5年度及び令和6年度の固定資産税名寄帳や固定資産評価証明書、課税明細書 等
3. 被災家屋の処分を確認できる書類
  - ・「解体契約書」、「売買契約書」等
4. 代替家屋の取得者が被災家屋の所有者と異なる場合は、その関係を確認できる書類
  - ・戸籍謄本（相続人の場合）、住民票（三親等内の親族が所有する代替家屋に同居する場合）  
法人の登記事項証明書（合併法人又は分割継承相続人の場合）等

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や、被災家屋の所在地の市町村へ問い合わせる場合があります。

## <提出期限> なし

※ 要件を満たし次第、なるべくお早めにご提出ください。

※減額が適用できる年度は、地方税法に規定する更正・決定等の期間制限により、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日までとなります。